

貸借対照表

2022年3月31日現在

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	7,572,916	流動負債	5,131,665
現金及び預金	34,615	支払手形	32,049
グループ預け金	1,517,438	買掛金	2,461,892
受取手形	3,791	未払金	897,102
売掛金	4,327,863	未払法人税等	69,127
未収入金	1,386,178	未払消費税等	227,237
製品	138,954	未払費用	198,378
仕掛品	7,933	預り金	65,073
材料	13,216	リース債務	16,436
貯蔵品	45,644	賞与引当金	811,684
短期貸付金	16,892	役員賞与引当金	6,286
その他流動資産	98,909	関係会社事業損失引当金	290,317
貸倒引当金	▲ 18,521	その他流動負債	56,078
固定資産	2,168,800	固定負債	1,786,696
有形固定資産	297,800	長期リース債務	9,565
建物	134,445	資産除去債務	22,163
機械及び装置	48,324	退職給付引当金	1,532,584
工具器具及び備品	88,344	役員退職慰労引当金	30,860
リース資産	23,173	繰延税金負債	171,621
建設仮勘定	1,978	その他長期引当金	19,901
その他有形固定資産	1,533		
無形固定資産	285,573	負債の部合計	6,918,361
ソフトウェア	243,707	純資産の部	
その他無形固定資産	41,866	株主資本	
		資本金	100,000
投資その他の資産	1,585,426	資本剰余金	652,216
子会社株式	26,246	資本準備金	70,000
非上場株式	1,965	その他資本剰余金	582,216
長期差入保証金	102,922	利益剰余金	2,071,139
前払年金費用	500,590	利益準備金	31,180
繰延税金資産	950,649	その他利益剰余金	2,039,959
その他投資	89,284	繰越利益剰余金	2,039,959
貸倒引当金	▲ 86,232	(内当期利益)	(2,039,558)
		純資産の部合計	2,823,355
資産の部合計	9,741,717	負債及び純資産の部合計	9,741,717

個別注記表

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ①子会社株式 移動平均法による原価法
- ②その他有価証券 移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- ①売店在庫 売価還元法による原価法に基づく低価法
- ②商品及び製品 最終仕入原価法による原価法に基づく低価法
- ③仕掛品 個別法による原価法に基づく低価法
- ④原材料 移動平均法による原価法に基づく低価法
- ⑤貯蔵品 個別法による原価法に基づく低価法

(3) 固定資産の減価償却の方法

- ①有形固定資産(リース資産を除く) 定額法
- ②無形固定資産(リース資産を除く) 定額法
ソフトウェアの減価償却の方法については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法
- ③リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

(4) 引当金の計上基準

引 当 金	計 上 理 由	計算の基礎等
①貸倒引当金	債権の貸倒れによる損失に備えるため	一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している
②賞与引当金	従業員の賞与の支給に備えるため	支給見込額に基づき計上している
③役員賞与引当金	役員の賞与の支給に備えるため	支給見込額に基づき計上している
④退職給付引当金	従業員の退職金の支給に備えるため	退職給付引当金は、退職給付債務に充てる為、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上している
⑤役員退職慰労引当金	役員の退職金の支給に備えるため	役員については、内規に基づく退職慰労金要支給額の100%を計上している
⑥関係会社事業損失引当金	関係会社における事業損失に備えるもの	関係会社に対する出資金額等に係る損失負担見込額を超えて当社が負担することが見込まれる額等を引当計上している。

(5) 収益及び費用の計上基準

当社は、人材開発、知的財産ソリューション、生産技術ソリューション、ビジネスサービス、ライフサービスを主要な財又はサービスとして提供しており、約束した財又はサービスが顧客に移転し、顧客が財又はサービスの支配を獲得した時点で、収益を認識しています。
また、当社が代理人として財又はサービスの販売に関与している場合には、純額で収益を認識しています。

2. 会計方針の変更に関する注記

《収益認識に関する会計基準等の適用》

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日改正。以下「収益認識会計基準」という。)等を当該事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

これにより、ビジネスサービスに含まれる全ての代理購買取引、及びネット購買取引の内、仕入先から手数料を得ている取引に係る収益について、従来は総額で収益認識しておりましたが、顧客への財又はサービスの提供における役割(本人又は代理人)を判断した結果、純額で収益を認識する方法に変更しております。

この結果、収益認識会計基準等の適用を行う前と比べて、当事業年度の損益計算書は、売上高と売上原価がそれぞれ7,990百万円減少しています。